

「第2次三重県手話施策推進計画」中間案（案）の概要

1. 計画策定の背景

三重県における手話施策をさらに推進するため、「三重県手話言語条例」に基づき、三重県手話施策推進計画（以下「現計画」という。）を策定し、総合的かつ計画的に施策を展開してきました。

今回、現計画が令和2年度に終期を迎えることから、現計画における取組の検証や、手話を取り巻く環境の変化をふまえて、第2次三重県手話計画（以下「次期計画」という。）を策定するものです。

2 計画の基本方針

現計画で残された課題と手話を取り巻く環境の変化をふまえつつ、現計画の基本理念、施策体系を継承し、次期計画を策定することとしました。

(1) 計画の位置付け

次期計画は、条例第7条第1項の規定に基づき、「手話を使用しやすい環境を整備するために必要な施策」について定めるもので、県障害者計画（「みえ障がい者共生社会づくりプラン」）の一部として策定します。

(2) 計画の期間

次期計画は、「みえ障がい者共生社会づくりプラン」の一部を構成することから、計画期間については、「みえ障がい者共生社会づくりプラン」と同様に、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

(3) 計画の基本的認識及び基本理念

<基本的認識>

手話とは、「独自の言語体系を有する文化的所産であって、ろう者が知的で心豊かな日常生活及び社会生活を営むために大切に受け継いできたもの」であり、「ろう者が情報を取得し、その意思を表示し、及び他人との意思疎通を図る手段として必要な言語」です。

<基本理念>

上記2つの基本的認識のもと、ろう者と聞こえる人が相互に人格と個性を尊重し、誰もが手話に親しみ、手話が広く利用される共生社会の実現をめざします。

(4) 計画の施策体系

条例に定められた6つの基本的施策を柱として取組を進めます。また、数値目標を設定して進行管理に活用し、PDCA（計画→実行→評価→改善）のプロセスにより施策を推進していきます。

3 次期計画のポイント

現計画の検証および社会情勢をふまえ、以下の項目について取り組みます。

(1) 手話通訳者の人材育成

合理的配慮による手話通訳者等の派遣要請への対応や遠隔手話サービス等のICTを活用した新たな意思疎通支援への対応をふまえ、手話通訳者の育成に取り組みます。

(2) 遠隔手話相談・遠隔手話サービス等の利用促進

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として導入する遠隔手話相談・遠隔手話サービスや今後国において整備が進められる電話リレーサービス等のICTを活用した新たな意思疎通支援について、周知等により利用促進に努めます。

(3) 災害時における聴覚障がい者の支援に関する協定の締結促進と締結市町との連携

災害その他非常の事態において、ろう者が手話により安全を確保するため必要な情報を速やかに取得し、円滑に他者との意思疎通を図ることができるよう、未締結市町との協定締結を促進するとともに、協定締結市町と連携し、実際に災害が発生した場合の対応について検討を進めます。

(4) 手話の普及・啓発

言語である手話を大切にし、次代を担う子どもたちを含めた多くの方に対して手話に興味を持ってもらえるよう、様々な機会をとらえて普及啓発に取り組みます。